

# 関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 平成30年5月9日(水)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |               |                  |   |              |
|---------------|------------------|---|--------------|
| (1) 4月 6日(金)  | 支部例会・署との協議会      | 於 | ホテルガーデンパレス   |
| (2) 4月6・7日    | 岩井恒夫会員ご令室様通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲      |
| (3) 4月18日(水)  | 福祉共済部会           | 於 | 支部事務局        |
| (4) 4月19日(木)  | 青年部会             | 於 | 支部事務局        |
| (5) 4月20日(金)  | 総務部会             | 於 | 支部事務局        |
| (6) 4月22日(日)  | 熊谷税務署とのソフトボール試合  | 於 | 白草台運動公園      |
| (7) 4月23日(月)  | 業務部会             | 於 | 支部事務局        |
| (8) 4月25日(水)  | 税務支援対策部会         | 於 | 支部事務局        |
| (9) 4月26日(木)  | 研修部会             | 於 | 支部事務局        |
| (10) 4月27日(金) | 社会保険労務士会熊谷支部通常総会 | 於 | マロウドイン熊谷     |
| (11) 4月27日(金) | 埼玉司法書士会熊谷支部総会    | 於 | キングアンバサダーホテル |
| (12) 5月 7日(月) | 正副支部長・署との協議会     | 於 | 熊谷税務署        |
| (13) 5月 7日(月) | 正副支部長・地域長会議      | 於 | 支部事務局        |
| (14) 5月 7日(月) | 法人会深谷支部報告会       | 於 | 新楽           |
| (15) 5月 9日(水) | 女性部会             | 於 | ホテルガーデンパレス   |

## 2. 会務予定及び連絡事項

### (1) 例会・署との協議会

日時 5月9日(水)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

### (2) 研修会

日時 5月9日(水)午前10時45分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 国税不服審判所について  
講師 関東信越国税不服審判所長 石川 紀氏  
関東信越国税不服審判所担当官 横溝 昇氏

### (3) 監事監査

日時 5月9日(水)午後3時00分～  
場所 支部事務局

### (4) 予算編成会議

日時 5月9日(水)午後4時00分～  
場所 支部事務局

### (5) 顧問相談役会

日時 5月9日(水)午後5時30分～  
場所 酒蔵はっかい

### (6) 支部理事会

日時 5月18日(金)午後3時00分～  
場所 日本政策金融公庫

### (7) 熊谷法人会総会

日時 5月22日(火)午後3時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

### (8) 大里地区租税教育推進協議会定期総会

日時 5月23日(水)午後2時00分～  
場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所

### (9) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会

日時 5月24日(木)午前11時00分～  
場所 熊谷商工会館2階大ホール

- (10)熊谷商工会議所表彰式  
 日時 5月25日(金)午後3時00分～  
 場所 ホテルガーデンパレス
- (11)正副支部長・署との協議会  
 日時 6月1日(金)午後4時00分～  
 場所 熊谷税務署
- (12)正副支部長・地域長会議  
 日時 6月1日(金)午後4時45分～  
 場所 支部事務局
- (13)青色申告会連合会通常総会  
 日時 6月7日(木)午後4時00分～  
 場所 マロウドイン熊谷
- (14)熊谷法人会青年部会事業報告会  
 日時 6月8日(金)午後3時30分～  
 場所 マロウドイン熊谷
- (15)総務部・福祉共済合同部会  
 日時 6月14日(木)正午～  
 場所 ホテルガーデンパレス 2F 錦
- (16)熊谷間税会定期総会  
 日時 6月26日(火)午後3時30分～  
 場所 ホテルガーデンパレス
- (17)朝霞支部創立30周年記念式典  
 日時 7月11日(水)午後3時00分～7時00分  
 場所 朝霞市民会館(ゆめぱれす)

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷簡易裁判所民事調停委員 神田福男会員  
 熊谷市行政改革推進委員 藤野佳子会員

支部派遣

熊谷商工会議所日商簿記3級講習会講師 大久保秀彦会員  
 深谷商工会議所簿記検定試験検定委員 福島繁夫会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス  
 日時 6月14日(木) 午後 1時20分～3時00分 例会・総会提出議案説明  
 午後 3時00分～3時20分 署との協議会  
 午後 3時30分～5時15分 第38回定期総会  
 バス 午後12時40分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス  
 日時 8月9日(木)午後2時00分～4時00分  
 内容 「税政改正」  
 講師 本庄支部 松本純一先生  
 単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

平成30年5月9日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 寺山智久  
副支部長 福島泰彦  
地域長 山崎浩成  
研修部長 中村武司

## 税理士会36時間規定研修 平成30年度支部研修会のご案内

拝啓 新緑が眼にまぶしい季節となりました今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成30年8月9日(木) 午後2時00分～4時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「平成30年度税制改正」  
講師 本庄支部 松本純一先生  
対象 税理士会会員及び職員  
バス 午後1時30分に下記の2カ所よりバスが発進します。  
熊谷市役所付近 熊谷駅南口  
単位 2単位

資料準備の為、7月20日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成30年8月9日の支部研修会出席人数は

会員 \_\_\_\_\_ 名      事務所職員 \_\_\_\_\_ 名      合計 \_\_\_\_\_ 名

会員事務所名 \_\_\_\_\_



関信越税業発 29 第 471 号

平成 30 年 2 月 6 日

県連会長 各位

関東信越税理士会

会 長 江本 英仁

調査研究部長 秋山 典久

### 第 29 回学術研究討論会への参加者の派遣について(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会調査研究部事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記討論会につきましては、茨城県連、栃木県連、埼玉県連から研究員をご選出いただき、本番に向けて鋭意準備に取り組んでおります。

つきましては、本番当日の盛会なる運営を支えていただきたく、各県連から下記のとおり参加者を派遣いただきたく、お願い申し上げます。

#### 記

- 開催日時 平成 30 年 11 月 8 日 (木)  
討論会 午後 1 時 00 分～4 時 40 分  
懇親会 午後 5 時 00 分～6 時 30 分  
※開催時間は変更となる場合がございます。
- 開催場所 大宮ソニックシティ 2 階 小ホール
- 参加費 無料
- 参加者派遣数 茨城県：75 栃木県：75 群馬県：30  
埼玉県：200 新潟県：30 長野県：20  
※本会の正副会長、専務理事、総務部長、調査研究部委員、学術研究討論会研究員(今年度・次年度)は本会役員としての参加となりますので、上記の各県参加者派遣数には含まないでください。
- その他 詳細の申込方法等については、7 月頃に改めて通知いたします。

【写送付先】本会調査研究部委員、県連事務局

# 税制改正建議要望項目

No. \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

◆改正要望項目	税目【 _____ 】	税法項目 ←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用ください。		

提出窓口 _____
TEL / _____
FAX / _____

※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

平成 30 年 5 月 9 日

ソフトボール部からの連絡

総務部長 水野敦史

ソフトボール部結成式を下記の日程で行います。ふるって参加いただきますようお願いいたします。

日時 平成 30 年 6 月 8 日(金) 18:30～

場所 甲子園第二球場

出欠の連絡を事務局まで FAX してください。

ソフトボール部結成式に            参加            不参加            します

氏名

※大会と忘年会の連絡以外、練習日程等の連絡はメールにて行います。登録完了通知のメールが届いていない方は、下記アドレス宛に、件名にお名前を入れてメールを送信してください。

水野敦史 アドレス [ipad721915250@acpad.biz.ezweb.ne.jp](mailto:ipad721915250@acpad.biz.ezweb.ne.jp)

熊谷支部ゴルフ会

会 長

竹 村 宗 一

幹 事

大 谷 宏 一

## 熊谷支部ゴルフ会 コンペのご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
さて 6月のコンペの日程が下記の通り決まりましたのでご案内いたします。  
奮ってご参加くださいますようお願いいたします。(会員は随時募集中です)

### 記

日 時 平成30年6月6日 (水)

場 所 太平洋クラブ 江南コース 熊谷市千代985番地  
☎ 048-583-6661

集合時間 AM 8:00 (インコース 練習場グリーン近く)

スタート AM 8:28 から3組 (インコース)

会 費 5,000 円 (賞品及びパーティ費として)

プレー代 各自精算お願いします。

\* ゴルフ場利用税1,100円 非課税(70歳以上)の方は受付時に  
フロントにて運転免許証等をご提示ください。

競技方法 新ペリア方式 (ハンデ 上限ありません)

※ 参加・不参加のご回答は 準備の都合もありますので  
5月25日(金) までに支部事務局までお願いいたします。

..... ( そのまま FAX して下さい ) .....

熊谷支部ゴルフ会 行 FAX048-521-9612

6月6日(水)の ゴルフコンペに

参加

不参加

御芳名

平成30年5月9日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山 智久

副支部長 神田 福男

税対部長 長谷部好一

## 確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成30年3月20日～3月30日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 29/160 (回収率18%)

### 1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 16名 改善すべきである 4名

[主な意見]

- ・ 署職員は毎日2名常駐してもらいたい。
- ・ 署職員によるマイナンバー確認に時間がかかる。
- ・ マイナンバー確認は署職員の負担が大きい。税理士がマイナンバーを確認できるように検討できないだろうか。
- ・ 午前午後とも、開始直後の受付がうまくいっていない。
- ・ 受付手続きを熟知した人が受付を担当すると会場運営がスムーズになる。
- ・ 受付や相談の順番が無秩序になってしまいクレームが多発した。
- ・ 前年分の申告書控を持ってくるよう徹底してほしい。

### 2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 7名 改善すべきである 7名

[主な意見]

- ・ e-Tax をする意志が全くない (熊谷)。
- ・ このままでは e-Tax はできない (熊谷)。
- ・ e-Tax の環境が無い (熊谷)。
- ・ 事前にパソコンにデータを入力しておいてもらわないと、現状では e-Tax は無理 (熊谷)。
- ・ 資料が決算書のみ (元帳等が無い状態) での消費税申告書作成は無理がある (熊谷)。
- ・ e-Tax の利用が無い。手書きではなくパソコンを利用すべきである (深谷)。
- ・ 手書きである。できれば事前にパソコンに入力した状態で申告指導を行えば (深谷)。
- ・ 納税者への連絡や指導等、担当者がとてもしっかりしていて熱心である (江南)。



### 3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 9名 改善すべきである 5名

[主な意見]

- ・出来上がっている申告書のチェックという従事内容ではe-Taxは無理（熊谷）。
- ・すべてパソコンで申告書を作成するので、誤りの訂正等が楽になった（深谷）。
- ・比較的良くできている（深谷）。
- ・JAの各委員報酬は給与所得（乙欄）だと思われるが、農業収入に含めている方がいる。指導統一が必要（深谷）。
- ・当日のスケジュールに空白の時間ができてしまった。空白が無いようにしてほしい（ふかや）
- ・パソコン利用を前提としてほしい（深谷）。
- ・相談件数の少ない会場は統合して実施したほうがいい。

### 4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 7名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・若い会員にももっと従事してもらいたい。
- ・それほどきつくないと思うので、行ったことのない会員も一度は従事していただきたい。
- ・コールセンター従事者が限定されている。若い会員にも当番制により一人一日程度割り当ててみてはどうだろうか。
- ・担当者が偏っている。より多くの会員に割り振れないだろうか。
- ・熊谷支部全体としての従事日数を減らす必要がある。
- ・e-Tax ヘルプデスクが使えない。転送しても受けてもらえない。もっと理解のある外注先を見つけて体制を整えてほしい。

### 5. 金融機関での申告指導について

現状のままでよい 3名 改善すべきである 0名

[主な意見]

### 6. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 11名 改善すべきである 9名

[主な意見]

- ・事務所の立地条件等を踏まえて、希望する事務所で実施できないものか。
- ・一日待機していたが電話相談一本だけであった。PRや指定日等の改善をすべき。
- ・顧問先からは報酬をもらっているのに対し、会員事務所申告相談は無料であることが適切なのか。
- ・税理士は申告書の作成のみ行い、提出は納税者に任せてもいいのでは。

- ・従事日を指定する方式ではなく、納税者と日程を調整できる方式にしてみてもよい。
- ・会員事務所ではなく、(税理士が従事している)キララ上柴等の会場に行ってもらおうようにしてほしい。
- ・相談件数が少なく必要性を感じられない。
- ・キララ上柴会場等でやっているのを廃止すべき。
- ・必要性・有効性を再考すべき。必要性を感じられない。
- ・税理士を取り巻く環境が厳しくなっている。廃止の時期に来ているのでは。
- ・そろそろ廃止したほうがよい。

#### 7. NOSAI埼玉での青色申告説明会について

現状のままでよい 0名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・来場する納税者の情報を早期に把握しそれに対応した準備が必要。青色申告者に青色申告の説明をするのは…。
- ・参加者が少ないうえに白色申告者の参加が無し。
- ・白色申告者の参加が僅少であり、次年度は規模を縮小すべき。また、収入保険制度説明会と青色申告説明会が混同されてしまっている。

#### 8. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・税理士会による税務支援が円滑な税務行政の推進に大きく貢献していることを改めて実感した。
- ・会場によってシステムややり方が違うので能率が上がらない。
- ・顧問先への申告書用紙等の送付が省略されたのは業務に支障をきたす。
- ・税務支援を担当した会員に報酬を出し、担当を希望性にしてみては。
- ・消費税は無料相談から外すべき。
- ・従事日数基準がバラバラである。公平に扱ってほしい。
- ・従事日数を減らしてほしい。

公益活動対策部から **社会福祉法人制度改革に関する研修会** のお知らせ

記

日時(1日目):平成30年6月4日(月) 13:30~16:40(受付開始 13:00)

※本研修は3.5時間でカウントしてください。

(2日目):平成30年6月5日(火) 9:30~16:50(受付開始 9:15)

※本研修は6.5時間でカウントしてください。

※会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。

なお、受講カードは本人分のみの受付となります。

※自然災害等により研修会を中止することもあります。

場 所:埼玉県税理士会館 3F  
住 所 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-289-2  
電話番号 048-665-3111

テキスト代:無料

スケジュール: DVD 研修については内容が変更になることがあります。※適宜休憩あり

(1日目): 13:30~15:00 DVD 研修

「今後の社会福祉法人のあり方について」

厚生労働省 社会・援護局 日野 徹 氏

15:10~16:40 DVD 研修

「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書について」

日税連 公益活動対策部 常任委員 木本 直之 氏

(2日目): 9:30~11:00 DVD 研修

「社会福祉法人の会計の特殊性 I」

11:10~12:40 DVD 研修

「社会福祉法人の会計の特殊性 II」

昼食休憩

13:40~15:10 DVD 研修

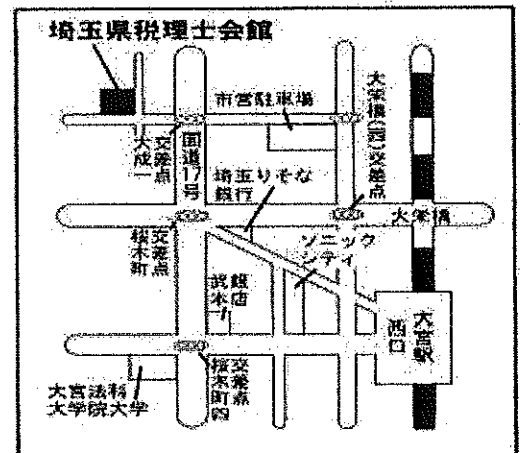
「社会福祉法人に関わる税務(法人税を中心に)」

15:20~16:50 DVD 研修

「社会福祉法人に関わる税務(消費税を中心に)」

税理士・公認会計士 中田 ちず子 氏

会場案内図



申込期限:平成30年5月25日(金)

受講申込欄

出席者	受講税理士 (無料)	税理士 登録番号	
		ご氏名	

**FAX 返信先 048-665-3888**

【申込用紙送付先、お問い合わせ先】

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 事務局 担当:工藤

電話番号 048-665-3111

**国税庁新着情報（仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合・  
相続税の申告書の添付書類・補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱い）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の3点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

**1. 国税庁『仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合』**

国税庁ホームページのタックスアンサーにおいて仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合の回答が示されました。

詳細は、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- No. 1525 仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合 | 国税庁  
→<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1525.htm>

**2. 国税庁「相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました（平成30年4月1日以後に提出する申告書から適用）」を掲載**

平成30年4月11日、国税庁ホームページにてPDF「相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました」が掲載されました。

詳細は国税庁ホームページに掲載されているPDFファイルをご確認ください。

- 国税庁「相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました（平成30年4月1日以後に提出する申告書から適用）」(PDFファイル)  
→<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2017/pdf/h30kaisei.pdf>

**3. 国税庁「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」**

厚生労働省からの照会に対し国税庁より回答がなされました。

詳細は、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁 個人課税課情報第3号「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」  
→<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/180416/index.htm>

平成30年4月24日

総合企画部長 大西 勉

**各省庁新着情報（国税庁 HP リニューアル・事業承継税制・法務省の名称等を不正使用した架空請求の発生）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 3 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

**1. 国税庁「国税庁ホームページリニューアルのお知らせ」**

電子政府指針等を踏まえ、ホームページの更なる利便性の向上を図るため、平成 30 年（2018 年）3 月 31 日（土）に国税庁ホームページのリニューアルが行われました。

また、国税庁ホームページリニューアルに伴うサイト内検索機能の不具合が報告されておりますので合わせてご確認ください。

● 国税庁「国税庁ホームページリニューアルのお知らせ（平成 30 年 3 月 31 日）」

→ <https://www.nta.go.jp/information/other/data/h29/renewal/index.htm>

● 国税庁「サイト内検索について（平成 30 年 4 月 3 日）」

→ <https://www.nta.go.jp/information/other/data/h30/renewal/index.htm>

**2. 中小企業庁「平成 30 年 4 月 1 日から事業承継税制が大きく変わります」**

平成 30 年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10 年間限定の特例措置が設けられました。

なお、申請書類等の提出先は申請企業の主たる事務所が所在している都道府県庁になります。

詳細については、下記の中小企業庁ホームページをご確認ください。

● 中小企業庁「平成 30 年 4 月 1 日から事業承継税制が大きく変わります」

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>

**3. 法務省「法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています」**

平成 29 年 5 月以降、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、「裁判取り下げの相談に乗る」等と書かれたはがきを送付されているとの情報が法務省に多数寄せられており、実際に多額の金銭的被害も発生しております。

● 法務省「法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています」

→ [http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00434.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html)

平成 30 年 4 月 9 日

総合企画部長 大西 勉

## 埼税協熊谷地域5月例会

平成30年5月9日(水)

### (会務報告)

平成30年4月5日(木) あんしん財団推進協議会  
(時間・場所) 15:30～ 清水園  
(議題) 加入推進の対策について

平成30年4月11日(水) 第1回常務理事会  
第1回地域長会  
(時間・場所) 11:00～ 浦和ロイヤルパインズホテル  
(議題) 大同生命との協議会運営について

平成30年4月20日(金) 日本生命との推進協議会  
(時間・場所) 15:30～ 清水園  
(議題) VIP代理店化の推進について  
表彰式

### (今後の会務・業推の予定)

平成30年5月18日(金) 朝日生命VIP代理店推進協議会  
平成30年6月19日(水) 大同生命 県北4地域合同業務推進会議  
平成30年7月13日(金) 朝日生命 熊谷地域業務推進会議

### (提携企業インフォメーション)

あんしん財団・日本生命・朝日生命・FPG

以上

# 埼玉県税理士協同組合見舞金及び弔慰金等規程

昭和60年7月1日  
制 定

昭和61年7月1日改正 平成21年4月1日改正 平成27年6月3日改正  
平成13年7月3日改正 平成23年6月1日改正  
平成20年7月4日改正 平成24年6月1日改正

## (意 義)

第1条 本規程は、埼玉県税理士協同組合（以下「本組合」という。）の福利厚生事業の一環として、第2条の規定による見舞金及び第3条の規定による弔慰金等に関する取扱いについて定めたものである。

## (見舞金の贈呈)

第2条 本組合の組合員及び賛助会員が傷害又は疾病により、入院したとき、その入院した期間40日間を除いて、日額1,000円の見舞金を贈呈する。ただし、この見舞金は、9万円以内とする。この場合別に定める請求書に、医師の診断書を添えて地域長を経由して理事長に提出しなければならない。

2 本組合の組合員及び賛助会員が自然災害、火災等によって居住している居宅、若しくは事業場が罹災したときは、次の見舞金を贈呈する。この場合、別に定める請求書を地域長を経由して理事長に提出しなければならない。

- (1) 家屋の全焼、全壊 50,000円
- (2) 家屋の半焼、半壊、床上浸水 30,000円

## (弔慰金の贈呈)

第3条 本組合の組合員及び賛助会員又はその配偶者、一親等の血族が死亡したときは、次の弔慰金並びに香典と花輪等を贈呈する。

- (1) 組合員及び賛助会員 香典 50,000円  
弔慰金 50,000円 花輪等 一基

- (2) 組合員及び賛助会員の  
配偶者又は一親等の血族 50,000円 花輪等 一基

2 理事長は、本組合に著しく功績のあった組合員及び賛助会員に対しては、第1項の規定にかかわらず常務理事会の議を経て増額して贈呈することができる。

## (規程の変更)

第4条 本規程は、理事会の議を経て変更できるものとする。

## 附 則

本規程は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

平成30年5月吉日

熊谷地域組合員 各位

埼玉県税理士協同組合  
熊谷地域長 山崎 浩成

埼玉県税理士協同組合 県北4地域合同  
大同生命「地域業務推進会議」の開催について（案内）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成29年度は埼玉協の大きな収益事業の一つであります福祉共済事業（大同生命『総合事業保障プラン』）の推進に多大なご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、今年度も県北4地域合同で地域推進会議を下記の通り開催することとなりました。

なお、この地域推進会議は埼玉協福祉共済事業について広く知っていただくために開催しておりますので、大同生命の代理店以外の先生方にも多数ご出席賜りたいと考えております。

昨年度に引き続き今年度も、関東信越税協連共済会にて“全ては関与先の繁栄のために”をスローガンに福祉共済事業に取り組む方針です。

ご多用中とは存じますが、お一人でも多くの組合員の参加を是非ともお願い申し上げます。

敬具

記

日時：平成30年6月19日（火） 午後4時30分より

場所：キング・アンバサダー・ホテル熊谷（JR熊谷駅 徒歩10分）

埼玉県熊谷市筑波1-99-1

Tel. 048-501-0077

研修内容：（1）埼玉県税理士協同組合の推進施策と推進状況  
（2）税理士事務所の保険推進事例紹介（ビデオ研修等）  
（3）『総合事業保障プラン』の商品内容 他

\* 会議終了後に懇親会（無料）を開催致します。

\* 当研修は税理士会の研修時間に1時間算入されます。

\* その他ご不明な点は、地域長または事務局あてご照会ください。

以上

お手数ながら、6月12日（火曜日）までに出席のご回答をFAXにて連絡ください。

事務局 行（FAX 048-521-9612）

地域推進会議 出 席 欠 席

懇 親 会 出 席 欠 席

氏 名



2018年5月吉日

埼玉県税理士協同組合 熊谷地域組合員 各位

埼玉県税理士協同組合 熊谷地域  
地域長 山崎 浩成

## 熊谷地域・朝日生命さいたま支社 税理士VIP代理店業務推進協議会のご案内

拝啓 時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、埼玉税理士協同組合事業に関しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、埼玉税理士協同組合 熊谷地域では、全税共事業のVIP大型総合保障制度を重要事業として、推進しています。

今回、全税共の幹事会社で全国統一キャンペーン入賞者数を始め、収納保険料面でも埼玉税理士協同組合に大きく貢献しております朝日生命との連携を一層深めまして、朝日生命「税理士VIP代理店制度」の拡大を図るべく、下記のとおり、業務推進協議会を開催する運びとなりました。

熊谷地域の組合員の皆様には、お役に立つ有益な情報提供の場となりますので万障繰り合わせの上、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1、日時：2018年7月13日(金) 17:00~19:30
- 2、場所：LIGARE (リガーレ)  
埼玉県熊谷市曙町5-39 熊谷駅ティアラ口(東口)より徒歩5分  
TEL:048-526-7676
- 3、内容：【第1部】17:00~17:40 研修会(決算対策・相続対策の保険の活用方法)  
【第2部】17:40~19:30 懇親会
- 4、ご出席の確認 下記のご出席欄にご記入の上、FAX願います。
- 5、当研修は税理士会の研修時間に1時間算入されます。

以上

FAX:048-647-3029 朝日生命 坂才 行き

◀ 出席のお申込み ▶

税理士氏名:

ご出席の項目に○を記入の上FAXして下さい。	
第1部研修会	
第2部懇親会	

日時 平成30年5月9日(水)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成30年度税制改正に伴い実施するe-Taxの利便性向上施策について

(総務課)

平成30年度税制改正において、「法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する」とされたことを踏まえ、申告書の電子化促進のための環境整備として、e-Taxの利用者に対して以下の利便性向上施策が実施されました。

なお、下記イ及びハについては書面申告にも適用されます。

## イ 収用証明書等の添付を省略（保存要件化）

これまで法人税申告書等に添付が必要であった土地収用証明書等の添付書類について、平成30年4月以降、その添付を省略し法人等において保存しておけばよいこととされました。

当該取り扱いについては、書面による申告書等の場合にも適用されます。

### 【対象となる措置】

- ①収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例
- ②特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
- ③換地処分等に伴い資産を取得した場合等の課税の特例
- ④特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
- ⑤収用換地等の場合の課税の特例

## ロ イメージデータ（PDF形式）により送信された添付書類の紙原本の保存不要化

これまでイメージデータ（PDF形式）で送信した添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは提出又は提示を求めることがあるため、納税者において一定期間保存しておく必要がありましたが、平成30年4月以降、当該イメージデータを原本として取り扱うこととしたため、納税者において当該イメージデータの送信を行った添付書類を税務署へ提出又は提示するために保存する必要がなくなりました。

## ハ 法人申告における自署押印規定の見直し

これまで法人の提出する法人税申告書には代表者及び経理責任者等が自署し、自己の印を押さなければならない旨規定されていましたが、平成30年4月以降、当該制度が廃止されました。この結果、e-Taxで法人税申告書を送信する場合には、これまで代表者と経理責任者等の電子署名が必要でしたが、平成30年4月以降は経理責任者等の電子署名は不要となりました。

## 二 代表者から委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告

これまで法人が申告・申請等を電子送信する際に、代表者の電子署名が必要でしたが、電子署名を役員又は従業員に委任した旨の電子委任状を添付いただくことで、代表者の電子署名を省略し、委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名により送信いただけることとなりました。

法人の代表者の電子署名を省略するためには、次のような手順で電子委任状を作成し、申告・申請等に添付して送信する必要があります。

### 【手順】

- ① 委任する内容を記載した任意の形式の委任状（PDF形式）を作成し、代表者の電子証明書により電子署名を付与する。
- ② e-Taxに、代表者から委任を受けた者の電子証明書を登録（既に法人の代表者の電子証明書を登録している場合は変更）。

- ③ 申告・申請等データに、代表者の電子署名が付与された委任状データを添付するとともに、委任を受けた者の電子証明書により電子署名を付与して送信する。

- (2) 平成30年度税務職員採用試験について (総務課)  
別添1「平成30年度税務職員採用試験要綱」参照  
税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集いたします。  
詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照ください。

- (3) 平成29年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について (管理運営部門)  
納期限(振替日) 平成30年5月31日(木)

- ※ 延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。  
※ 口座振替の未利用者には、平成30年5月中旬に納付書を送付します。

平成29年分申告所得税に係る延納分の納期限は5月31日(木)です。振替納税を利用されている方の振替日も同日になりますので、関与先等に対しまして、振替日前の残高確認をあらためてご指導いただきますようお願いいたします。

なお、延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。

また、口座振替を利用されていない方へは、平成30年5月中旬に納付書を送付いたします。

- (4) 法定調書の未提出者等に対する督促について (個人課税部門)

イ 埼玉県下署

文書発送日：平成30年5月30日(水)

回答期限：平成30年6月20日(水)

ロ 新潟・長野県下署

文書発送日：平成30年6月6日(水)

回答期限：平成30年6月13日(水)

ハ 茨城・栃木・群馬県下署

文書発送日：平成30年6月13日(水)

回答期限：平成30年6月27日(水)

別添2「平成29年分法定調書等の提出について」参照

別添3「『不動産等の譲受けの対価の支払調書』の提出について」参照

別添4「関東信越国税局からのお知らせ」参照

法定調書が未提出と思われる方々に対して、関東信越国税局文書照会センターから記載の日程で、別添2「平成29年分法定調書等の提出について」又は別添3「『不動産等の譲受けの対価の支払調書』の提出について」の文書を送付いたします。

関与先から先生方に問合せがあった際には、先生方にご指導いただくか、文書に記載の文書照会センターへ問合せいただくようご指導願います。

- (5) 平成30年分路線価図等の公開日について (資産課税部門)  
別添5「平成30年分の路線価図等の公開予定日について」参照

平成30年分の路線価図等の公開は、7月2日(月)10時を予定しておりますのでお知らせいたします。

- (6) 相続税申告書の添付書類について (資産課税部門)  
別添6「相続税申告書の添付書類周知用リーフレット」参照  
別添7「相続税の申告のためのチェックシート」参照

平成30年度税制改正により、相続税の申告書の添付書類(改正前:戸籍の謄本で全ての相続人を明らかにするもの)の範囲に、①戸籍の謄本の写し及び②法定相続情報一覧図の写しで一定のもの(複写したものを含まず)が追加されましたのでお知らせいたします。

#### 添付書類

- 1 「平成30年度税務職員採用試験要綱」
- 2 「平成29年分法定調書等の提出について」
- 3 「『不動産等の譲受けの対価の支払調書』の提出について」
- 4 「関東信越国税局からのお知らせ」
- 5 「平成30年分の路線価図等の公開予定日について」
- 6 「相続税申告書の添付書類周知用リーフレット」
- 7 「相続税の申告のためのチェックシート」

## 平成 30 年度 税務職員採用試験要綱

- 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。
  
- 受験資格
  - 1 平成 30 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 31 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
  - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
  
- 試験の程度 高等学校卒業程度
  
- 申込方法等
  - 【原則】インターネット申込み
    - 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
    - 受付期間  
平成 30 年 6 月 18 日（月）午前 9 時～6 月 27 日（水）[受信有効]
  
  - 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参
    - 問合せ先  
第 1 次試験地を所轄する国税局（国税事務所）
  
- 試験日
  - 第 1 次試験日 平成 30 年 9 月 2 日（日）
  - 第 2 次試験日 平成 30 年 10 月 10 日（水）～10 月 19 日（金）のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
  
- 合格者発表日
  - 第 1 次試験合格者 平成 30 年 10 月 4 日（木）
  - 最終合格者 平成 30 年 11 月 13 日（火）
  
- 問合せ先
  - インターネット申込みに関する問合せ  
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333  
午前 9 時 00 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
  
  - 上記以外のお問合せ  
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097  
午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

〒
御中

一連番号	
------	--

平成 30 年 ● 月 ● 日

税 務 署 長

税務署長の 氏名の記載 及び署長の 押印は省略 しています
---

## 平成 29 年分法定調書等の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

さて、所得税法の規定により、一定額以上の給与等を支払った方は、提出期限（翌年 1 月 31 日まで）に給与所得の源泉徴収票等の法定調書及び給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出することとなっております。

つきましては、貴社（あなた）が支払った昨年中の給与や報酬等の内容を確認していただき、以下の法定調書について、未提出のものがありましたら、該当する法定調書及び法定調書合計表を速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出する法定調書がない場合、特別の理由で提出が遅延する場合又は既に提出されている場合はお手数ですが、同封の回答書の該当欄にご記入いただき、●月●日（●）までに返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。

また、既にご提出いただいている場合は、本状が行き違いにより送付されたものですので、ご容赦ください。

おって、提出方法等がご不明な方のうち、相談をご希望の方は所轄の税務署へ事前に電話にて予約した上で、お越しく下さい。

### （参考）

上記の法定調書及び同合計表と併せて提出する法定調書には次のようなものがあります。

- ・源泉徴収票（退職所得）
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

なお、提出に当たっては、インターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができる、大変便利な「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を是非ご利用ください（同システムのご利用に当たっては、事前の届出が必要です。）。

連絡先	担当者	関東信越国税局 文書照会センター 川島	電 話	0570-005901
-----	-----	---------------------	-----	-------------

※ 音声案内が流れましたら、「3」を選択してください。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

〒	御中
---	----

一連番号	
------	--

平成 30 年 ● 月 ● 日

税 務 署 長

税務署長の 氏名の記載 及び署長の 押印は省略 しています
---

### 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

さて、過日、ご提出いただきました「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に係る法定調書のうち、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」については、提出されていないと思われま

す。つきましては、ご確認の上、提出されていない場合には、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出義務がない場合、特別の理由で提出が遅延する場合又は既に提出されている場合はお手数ですが、同封の回答書の該当欄にご記入いただき、●月●日(●)までに同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

また、既にご提出いただいている場合は、本状が行き違いにより送付されたもので、ご容赦ください。

おって、提出方法等がご不明な方のうち、相談をご希望の方は所轄の税務署へ事前に電話にて予約した上で、お越しく

※ 提出に当たっては、インターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができる、大変便利な「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」を是非ご利用ください (同システムのご利用に当たっては、事前の届出が必要です。)

連絡先	担当者	関東信越国税局 文書照会センター 川島	電 話	0570-005901
-----	-----	---------------------	-----	-------------

※ 音声案内が流れましたら、「3」を選択してください。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。



## 関東信越国税局からのお知らせ

関東信越国税局では、平成 29 年 7 月から、従来、各税務署が行っていた文書照会等の事務の一部について、「関東信越国税局 文書照会センター」（以下「文書照会センター」といいます。）において集中処理しています。

文書照会センターにおける事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

項 目	内 容 等
名 称 等	<p>名 称：関東信越国税局 文書照会センター</p> <p>所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館</p> <p>電 話：0 5 7 0 - 0 0 5 9 0 1（全国一律市内通話料金）</p> <p>※ 受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時</p> <p>〔 携帯電話・PHSでご利用の場合は、通常通話料金になります。 また、IP電話ではご利用いただけない場合があります。 〕</p>
事 務 の 内 容	<p>1 照会文書の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 照会文書を文書照会センターから発送します。</li> <li>○ 照会文書に対する問合せ先及び回答書の提出先は、文書照会センターとなります（ただし、申告書や届出書など、照会文書の回答書以外の提出先は所轄税務署となります。）。</li> </ul> <p>2 電話照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 回答期限までにご回答いただけなかった場合などには、文書照会センターから、電話による問合せをさせていただくことがあります。</li> </ul>
対 象 税 務 署	関東信越国税局管内 全 63 税務署

### ～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

#### 被害に遭わないための注意事項

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話で問合せする場合は、ご提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- 3 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

平成 30 年 4 月  
国 税 庁

## 平成 30 年分の路線価図等の公開予定日について

平成 30 年分の路線価図等は、7 月 2 日（月）10 時に公開することを予定していますのでお知らせいたします。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、路線価図等の見方等がわからない場合には、「国税に関するご相談について」をご覧くださいの上、最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください（電話相談センターにつながります。）。

平成 30 年度税制改正により

## 相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました (平成 30 年 4 月 1 日以後に提出する申告書から適用)

### 1 改正の概要

これまで、相続税の申告書には①の書類を添付しなければならないこととされていましたが、平成30年4月1日以後は、①の書類に代えて、②又は③のいずれかの書類を添付することができるようになりました（引き続き、①の書類も添付できます。）。

- ① 「戸籍の謄本」で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
- ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。）<sup>(注)</sup>
- ③ ①又は②をコピー機で複写したもの

(注) 被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本（コピー機で複写したものも含まれます。）の添付も必要です。

### 2 「法定相続情報一覧図の写し」とは？

#### 【概要】

- 「法定相続情報一覧図の写し」とは、相続登記の促進を目的として、平成 29 年 5 月から全国の法務局で運用を開始した「法定相続情報証明制度」を利用することで交付を受けることができる証明書のこと、戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。

#### 【交付手続】

- 「法定相続情報一覧図の写し」は、相続人等<sup>(注1)</sup>が、次の①～④を管轄する法務局<sup>(注2)</sup>のいずれかにおいて、必要書類と合わせて申出をすることにより、無料で交付を受けることができます。

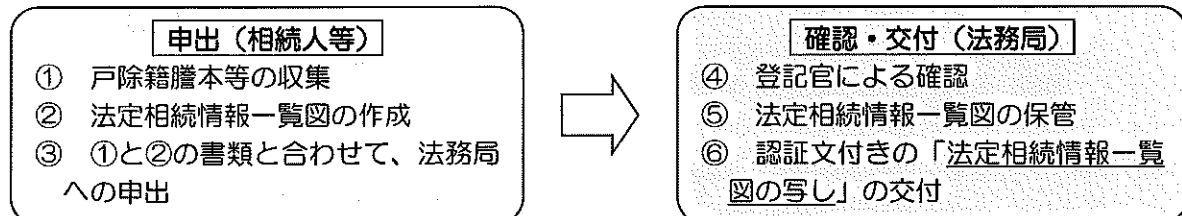
- ① 亡くなった方の本籍地
- ② 亡くなった方の最後の住所地
- ③ 申出人（相続人等）の住所地
- ④ 亡くなった方の名義の不動産の所在地

(注1) 申出の手続は、相続人のほか、次の者が代理をすることもできます。

①法定代理人、②民法上の親族、③資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限ります。）

(注2) 管轄法務局については、法務局ホームページの「管轄のご案内」から検索することができます。

- 手続の流れは次のとおりです。



(注3) 申出や交付は、郵送によることも可能です。

(注4) 提出した戸除籍謄本等は、登記官の確認後に返却されます。

- 「法定相続情報証明制度」の詳しい内容や手続等については、法務局ホームページ ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

◆このリーフレットは、平成30年4月1日現在の法令に基づき作成しています◆



平成30年4月

国税局・税務署

**【参考1】Q&A**

**問1** 法定相続情報一覧図の写しを相続税の申告書の添付書類として利用する場合には、なぜ図形式のものしか認められないのですか。

**答** 法定相続情報一覧図の写しは、【参考2】のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する形式（列挙形式）により作成することができますが、列挙形式では相続人の法定相続分が確認できない場合もあるため、相続税の申告書の添付書類として利用するときには、図形式のものであることが必要となります。

**問2** 表面「1 改正の概要」に、法定相続情報一覧図の写しについては、「子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限りませう。」とありますが、具体的には子の続柄をどのように記載すればよいですか。

**答** 戸籍上の続柄（長男、長女、養子など）によって記載する方法（【参考2】参照）があります（子の続柄が単に「子」と記載されたものは、実子又は養子のいずれであるかが分かりませんので、相続税の申告書の添付書類として利用できません。）。

**【参考2】図形式の「法定相続情報一覧図の写し」のイメージ**

法定相続情報番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇

**被相続人国税太郎法定相続情報**

<p>最後の住所 〇県〇市〇町〇番地                  最後の本籍 〇県〇郡〇町〇番地                  出生 昭和〇年〇月〇日                  死亡 平成〇年〇月〇日                  (被相続人)                  国 税 太 郎</p>	<p>住所 〇県〇郡〇町〇番地                  出生 昭和〇年〇月〇日                  (長男)                  国 税 一 郎 (申出人)</p>
<p>住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号                  出生 昭和〇年〇月〇日                  (妻)                  国 税 花 子</p>	<p>住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号                  出生 昭和〇年〇月〇日                  (長女)                  税 務 幸 子</p>
<p>住所 〇県〇市〇町五丁目4番8号                  出生 昭和〇年〇月〇日                  (養子)                  国 税 武</p>	

以下余白

作成日：〇年〇月〇日  
 作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇 印  
 (事務所：〇市〇町〇番地)

法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

相続税の申告書の添付書類として利用する場合には、子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されている必要があります。

相続税の申告書の添付書類として利用する場合、被相続人に養子がいるときには、その養子の戸籍の謄本又は抄本の添付も必要です。

作成者の署名又は記名押印がされます。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字されます。

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日  
 〇〇法務局〇〇出張所

登記官 〇〇 〇〇 印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S 00000 1/1

(注) 改訂箇所は網掛部分

**相続税の申告のためのチェックシート（平成30年4月以降提出用）**

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しています。）の確認もお願いいたします。

区分	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 済 (レ)	検 査 資 料	検 査 資 料 (又は 写し) の添付
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。 ② 相続人に未成年者はいませんか。 ③ 戸籍の謄本等がありますか。 ④ 遺産分割協議書がありますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し <input type="checkbox"/> 特別代理人選任の審判の証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本等(注1) <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し、各相続人の印鑑証明書(注2)	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物(借地権)及び他人の農地を小作(耕作権)しているものはありませんか。 ⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。 ⑧ 土地に縄張りはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)  <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書 <input type="checkbox"/> 土地の無償返還に関する届出書  <input type="checkbox"/> 実測図等	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
	事業(農業)用財産	<input type="checkbox"/> 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	有( )部・無
	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。 ② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか(無記名の有価証券も含まれます。) ③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。 ④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。 ⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 証券、株券、通帳又はその預り証 <input type="checkbox"/> 証券、株券又はその預り証 <input type="checkbox"/> 配当金支払通知書(保有株数表示) <input type="checkbox"/> 評価明細書等	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。(現金の残高も確認しましたか。) ② 郵便貯金も計上していますか。 ③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか(無記名の預金も含まれます。) ④ 日本国外の預貯金はありませんか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。利息は、相続開始日に解約するとした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
	家庭用財産	<input type="checkbox"/> 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>		有( )部・無

※次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話 ( )

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電 話	

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料(又は写し)の添付
相続	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。 ② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。 ③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。 ④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。 ⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか(退職手当金等に該当するものではありませんか。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等 ○ 退職金の支払調書、取締役会議事録等	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 立木証明書、森林経営計画書、森林簿、森林組合等の精通者意見など	有( )部・無
財産	その他の財産	① 貸付金、前払金等はありませんか。 ② 庭園設備はありませんか。 ③ 自動車、ヨット等はありませんか。 ④ 貴金属(金地金等)、書画、骨とう等はありませんか。 ⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等の計上漏れはありませんか。 ⑥ 未収給与、未収地代・家賃等はありませんか。 ⑦ 未収配当金の計上漏れはありませんか。 ⑧ 電話加入権の計上漏れはありませんか。 ⑨ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。 ⑩ 未収種の農産物等はありませんか。 ⑪ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告の還付金はありませんか。 ⑫ 損害保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 法人税の確定申告書(控)、借用証等 ○ 現物の確認(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類) ○ 会員証(券) ○ 賃貸借契約書、通帳、領収書(控) ○ 評価明細書 ○ 総勘定元帳、決算書 ○ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控) ○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
	債務・葬式費用	債 務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税などの計上漏れはありませんか。 ② 預り保証金(敷金)等の計上漏れはありませんか。 ③ 相続を放棄した相続人はいませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 納付書、納税通知書、請求書、手形 ○ 賃貸借契約書 ○ 相続権利放棄申述の証明書
	葬式費用	① 法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。 ② 墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 領収証、請求書等	有( )部・無 有( )部・無
	生前贈与財産の相続財産への加算	【相続時精算課税】 ① 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産は加算していますか。 ② 相続時精算課税適用者がいる場合に必要書類を添付していますか。  【暦年課税】 ① 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は加算していますか(基礎控除額未満の贈与も含みます。) ② 配偶者が相続開始の年に被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭を特定贈与財産としている場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控) ○ 申告書第11の2表 ○ 被相続人の戸籍の附票の写し(注3) ○ 相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し(相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には提出不要です。)(注3) ○ 贈与証書、贈与税の申告書(控)、預貯金通帳 ○ 申告書第14表 ○ 配偶者の戸籍の附票の写し(注4) ○ 居住用不動産の登記事項証明書	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無
評価	不動産	① 土地の評価は実測面積によっていますか。 ② 貸付地は地上権や賃借権又は借地借家法に規定する借地権が設定されている土地ですか。 ③ 土地の地目は現況地目で評価し、画地計算に誤りはありませんか(現況地目と固定資産税評価証明書の現況地目は同じですか。) ④ 固定資産税評価額、財産評価基準の倍率、路線価並びに計算に誤りはありませんか。 ⑤ 借地権割合、借家権割合に誤りはありませんか。 ⑥ 市街地周辺農地は20%評価減をしていますか。 ⑦ 市街地農地は20%評価減をしていませんか。 ⑧ 市街地農地等の宅地造成費の計算誤りはありませんか。 ⑨ たな卸資産である不動産の評価は適正ですか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 実測図 ○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図 ○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書、固定資産税評価証明書 ○ 固定資産税評価証明書 ○ 市街地農地等の計算明細書	有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無 有( )部・無

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料(又は写し)の添付
評価	非上場株式	① 貸借対照表に計上されていない借地権はありませんか。 ② 機械等に係る割増償却額を修正していますか。 ③ 法人の受取生命保険金及び生命保険の権利の評価を資産計上していますか。 ④ 財産的価値のない繰延資産を資産計上していませんか。 ⑤ 準備金、引当金(平成14年改正法人税法附則第8条第2項及び第3項適用後の退職給与引当金を除きます。)を負債計上していませんか。 ⑥ 死亡退職金を負債計上していますか。 ⑦ 受取生命保険金の保険差益について、課される法人税額等を負債計上していますか。 ⑧ 未納公租公課を負債計上していますか。 ⑨ 3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 土地の賃貸借契約書  <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書(控) <input type="checkbox"/> 取引相場のない株式の評価明細書  <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 不動産売買契約書、登記事項証明書	有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありますか。 ② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 上場株式の評価明細書等	有(部)・無 有(部)・無
	立木	① 相続人及び包括受遺者の取得したものについて15%の評価減をしていますか。 ② 林地の実面積で評価していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 山林・森林の立木の評価明細書 <input type="checkbox"/> 実測図等	有(部)・無 有(部)・無
特例	小規模宅地等	① 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。  イ 特定居住用宅地等に該当する場合 ・ 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等については、「相続税の申告のしかた」等をご確認ください。  ・ 取得者ごとの居住継続(相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住していること)、所有継続(相続税の申告期限まで有していること)の要件を満たしていますか。 ロ 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ハ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申告書第11・11の2表の付表1 <input type="checkbox"/> 申告書第11・11の2表の付表1(別表) <input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2)  <input type="checkbox"/> 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類(特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。) <input type="checkbox"/> 被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合には以下の書類が必要です。 ・ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類(特例の適用を受ける人がマイナンバーを有する者である場合には提出不要です。) ・ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類  <input type="checkbox"/> 総務大臣が交付した証明書  <input type="checkbox"/> 法人の定款の写し <input type="checkbox"/> 法人の発行済株式の総数(又は出資の総額)及び被相続人等が有するその法人の株式の総数(又は出資の総額)を記載した書類でその法人が証明したもの	有(部)・無  有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
		② 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに面積をあん分して軽減割合を計算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書等	有(部)・無
		③ 貸付事業用宅地等(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業)について、特定事業用宅地等として80%減をしていますが。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(不動産所得用)	有(部)・無
		④ 面積制限の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申告書第11・11の2表の付表1	有(部)・無
		⑤ 未分割の宅地に適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書	有(部)・無
		<input type="checkbox"/> 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申告期限後3年以内の分割見込書	有(部)・無

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料(又は写し)の添付
特	特定計画山林	① 調整限度額の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表2	有(部)・無
		② 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2) ○ 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	有(部)・無
例	農地等の納税猶予	○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	有(部)・無
		① 期限内申告ですか。 ② 遺言書又は遺産分割協議書がありますか。 ③ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 ④ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合、特例適用者は相続人であり、かつ、速やかに農業経営を開始していますか。 その特例農地等を計上していますか。 ⑤ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等(都市営農農地等を除きます。)に特例を適用していませんか。 ⑥ 必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)      ○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2) ○ 農業委員会の適格者証明書等 ○ 担保の提供に関する書類	有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
	課税価格	○ 申告書第1表の⑥のAは各人の課税価格の合計額となっていますか。	<input type="checkbox"/>		有(部)・無
	基礎控除額	① 法定相続人数は戸籍謄本等で確認しましたか。 ② 代襲相続人はいませんか。 ③ 養子縁組(又は取消し)した人はいませんか。 ④ 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか(実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人となります。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 戸籍の謄本等(注1)	有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
税額	税額加算	① 相続人以外で遺贈・死因贈与により財産を取得された方はいませんか。 ② 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫(代襲相続人を除きます。)や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書、贈与契約書	有(部)・無 有(部)・無
		○ 法定相続分の計算は正しくされていますか(特に相続人に代襲相続人がいる場合)。	<input type="checkbox"/>		有(部)・無
計	税額控除	○ 贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除や相次相続控除などの控除額に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)、障害者手帳、戸籍の謄本等(注1)、相続税の申告書	有(部)・無
		配偶者の取得財産については分割済	① 遺言書又は遺産分割協議書の写しを添付しましたか。 ② 共同相続人等全員(特別代理人がいる場合には、特別代理人を含みます。)の印鑑証明書を添付しましたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し ○ 印鑑証明書(注2)
算	未分割(全部又は一部)	○ 「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	有(部)・無
その他検討項目				検討済(レ)	
① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 ② 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。 ③ 被相続人の所得税及び復興特別所得税について確定申告が必要な場合は、相続開始日の翌日から4か月以内に行う必要があります。 ④ 相続税の延納、物納をされる場合は、申請書を相続税の申告書と同時に提出する必要があります。 ⑤ 相続税の還付申告の方は、還付される税額の受取場所を申告書第1表の付表2に記載してください。			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無

注1 「戸籍の謄本等」は次のいずれかの書類(複写したものを含みます。)を提出してください。  
 ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの  
 ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」(子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。)  
 なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本(複写したものを含みます。)も提出してください。  
 2 配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出してください。  
 3 「戸籍の附票の写し」は相続の開始日以後に作成されたものに限ります。  
 4 「戸籍の附票の写し」は被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。